

旅館業法に基づく処分について、旅館業法第9条第2項の規定により公開の聴聞を行います。ついては、京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則第10条の規定に基づき次のとおり公示します。

令和4年2月7日

京都市長 門川大作

聴聞の期日及び場所

期日	場所
令和4年3月3日（木）午前10時	京都市中京区烏丸通御池下る
令和4年3月3日（木）午前10時30分	虎屋町566番地の1
令和4年3月3日（木）午前11時	井門明治安田生命ビル4階
令和4年3月3日（木）午後1時10分	保健福祉局会議室

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター)